

第7回長野県個人情報保護運営審議会 会議録

- 1 日 時 平成18年7月24日(月)午後1時~午後4時
- 2 場 所 長野県庁特別会議室
- 3 出席者
(委 員) 大門会長、磯部委員、石坂委員、齋藤委員、富田委員
(事 務 局) 小林チームリーダー、岸田主任企画員、宮原企画員、羽生企画員、前島企画員
- 4 議 題
(1) 新規意見聴取案件の審議
(2) その他
- 5 議事経過
(1) 7月 7日(金) 各委員へ事務局から新規意見聴取案件資料を事前送付、各
~ 7月17日(月) 委員が資料を検討の上、事務局へ疑問点等の呈示
(2) 7月24日(月) 審議会の開催 (別紙:概要のとおり)
(3) 7月25日(火) 審議結果を意見案として事務局から各委員へ送付、各委員
~ 8月 2日(水) の検討結果を意見にとりまとめ、実施機関へ通知
- 6 その他
次回審議会の開催日時は、平成18年10月17日(火)午前1時30分とすることを決定した。(諸般の事情により、審議会開催を延期し、第8回審議会は12月27日(水)に開催することに変更した。)

(別紙：概要)

会 長 これより、第7回個人情報保護運営審議会を開会します。

最初に、前回の審議会で承認いたしました「阿南病院の案件」ですが、その際に「死亡した本人が成年被後見人ないしは未成年者でないことを確認することを求める」という意見を付しておりますので、事務局から報告を求めます。

事務局 阿南病院から地方裁判所に確認したところ、「成年被後見人ないしは未成年者ではない」という回答があった旨、連絡がありましたので、報告します。

会 長 次に、新規の意見聴取案件について審議します。

本日の審議は、お手元に配布してあります「案件審査表」の順番に従って実施したいと思います。最初に、警察本部 交通指導課の案件について、事務局から説明を求めます。

事務局 (案件番号26番について、資料に基づき説明。)

会 長 委員の皆さんいかがでしょうか。

委 員 個人情報取扱事務登録簿の変更部分のうち、「警察本部長以外の者への提供の有無」欄の「提供先」として「警察庁」と記載されているが、道路交通法第51条の6に規定されているとおり「国家公安委員会」とすべきではないか。

事務局 その旨、実施機関への意見書に記載します。

会 長 次に農業総合試験場の案件について、事務局から説明を求めます。

事務局 (案件番号27番及び28番について、資料に基づき説明。)

会 長 委員の皆さんいかがでしょうか。

(各委員 承認)

会 長 次に廃棄物対策チームの案件について、事務局から説明を求めます。

事務局 (案件番号29番及び30番について、資料に基づき説明。)

会 長 委員の皆さんいかがでしょうか。

(各委員 承認)

会 長 次に雇用・人財育成チームの案件について、事務局から説明を求めます。

事務局 (案件番号31番について、資料に基づき説明。)

会 長 委員の皆さんいかがでしょうか。

(各委員 承認)

会 長 次に障害福祉チーム、健康づくりチーム、総合リハビリテーションセンターの案件のうち、「障害者プランの見直しに伴う障害者施策意向調査」、「障害者自立支援法影響調査」、「進行性筋萎縮症者調査」に関する案件について、事務局から説明を求めます。

事務局 (案件番号32番から39番、並びに43番から46番について、資料に基づき説明。)

会 長 委員の皆さんいかがでしょうか。

(審議に必要なため、障害福祉チーム、健康づくりチームの担当者の出席を求める。)

委 員 案件番号32番の「障害者プランの見直しに伴う障害者施策意向調査」については、無記名で行われ、新たな個人情報が収集されるものではないため、個人情報取扱事務登録簿の「個人情報を記録する公文書の名称」欄に記載された「障害者プラン見直しに伴う障害者施策意向調査」及び「記録する個人情報の内容」欄の「個人別に付された符号」、「氏名」、「住所」を削除すべきではないか。

また、調査を実施する際には、本人外収集を行った個人情報に基づいて送付先に関する名簿を作成するものだと思うので、個人情報取扱事務登録簿の「個人情報を記録する公文書の名称」欄に「調査票送付先名簿」を加えて、「記録する個人情報の内容」欄に「氏名」、「住所」を加えるべきではないか。

委 員 案件番号34番の「障害者自立支援法影響調査」についても、32番の「障害者プランの見直しに伴う障害者施策意向調査」と同様に、無記名で行われ、新たな個人情報が収集されるものではないことから、個人情報取扱事務登録簿の「個人情報を記録する公文書の名称」欄に記載された「障害者自立支援法調査」及び「記録する個人情報の内容」欄の「個人別に付された符号」、「氏名」、「住所」、「障害」を削除すべきではないか。

調査を実施する際には、本人外収集を行った個人情報に基づき送付先に関する名簿を作成するものであるため、個人情報取扱事務登録簿の「個人情報を記録する公文書の名称」欄に「調査票送付先名簿」を加えて、「記録する個人情報の内容」欄に「氏名」、「住所」を加えるべきではないか。

委員 案件番号36番の「進行性筋萎縮症者調査」については、記名で行われ、新たな個人情報を収集するものであるため、個人情報取扱事務登録簿の「収集先」欄に「本人」を加えて、その「収集方法」欄に「調査票の提出による」と記載すべきではないか。

また、調査を実施する際には、本人外収集を行った個人情報に基づき送付先に関する名簿を作成するものであるため、「個人情報を記録する公文書の名称」欄に「調査票送付先名簿」を加え、「記録する個人情報の内容」欄に「氏名」、「住所」を加えるべきではないか。

事務局 その旨、実施機関への意見書に記載します。

会長 次に障害福祉チームの「療育手帳交付事務」のうち、家庭裁判所からの調査囑託に関する案件について、事務局から説明を求めます。

事務局 （案件番号40番から42番について、資料に基づき説明。）

会長 委員の皆さんいかがでしょうか。

（審議に必要なため、障害福祉チームの担当者の出席を求める。）

委員 案件番号40番の療育手帳交付事務については、記録情報の提供が本人の権利・利益の侵害とならないように、「実施機関からの記録情報の提供がなければ、家庭裁判所の審判が困難となる場合」に限定すべきではないか。

委員 案件番号42番の療育手帳交付事務における本人外収集の通知の省略については、精神上の障害によって判断能力を欠く常況にあるとして後見開始の審判を受ける全ての者に対して、後見開始決定がなされるものではないのではないかと。また、後見開始の審判を受ける全ての者が「本人外収集の通知」の内容を了知できないとは限らないのではないかと。

したがって、案件を承認することはできない。

事務局 案件番号40番については、その旨、実施機関への意見書に記載します。また、案件番号42番については、不相当という理由を付けて、実施機関への意見書に記載します。

会 長 次に子ども家庭福祉チームの案件について、事務局から説明を求めます。

事務局 （案件番号47番から49番について、資料に基づき説明。）

会 長 委員の皆さんいかがでしょうか。

委 員 案件番号47番の「児童相談記録事務」については、家事審判規則第8条に基づく家庭裁判所からの調査嘱託に対し記録情報を目的外提供するのは、「特別養子縁組の手続きと合理的な関連性を有する場合」に限定すべきではないか。

事務局 案件番号47番については、その旨、実施機関への意見書に記載します。

会 長 次に障害者自律支援チームの案件について、事務局から説明を求めます。

事務局 （案件番号50番について、資料に基づき説明。）

会 長 委員の皆さんいかがでしょうか。

（各委員 承認）

会 長 次に教学指導チームの案件について、事務局から説明を求めます。

事務局 （案件番号51番について、資料に基づき説明。）

会 長 委員の皆さんいかがでしょうか。

（各委員 承認）

会 長 次にコモンズ福祉チームと総合リハビリテーションセンターの案件について、事務局から説明を求めます。

事務局 （案件番号52番から55番について、資料に基づき説明。）

会 長 委員の皆さんいかがでしょうか。

委 員 案件番号52番の「若年脳損傷者支援事務」に関する調査を実施する際には、本人外収集を行った個人情報に基づき送付先に関する名簿を作成するものなので、「個人情報取扱事務登録簿の「個人情報を記録する公文書の名称」欄に「調査票送付先名簿」を加えて、「記録する個人情報の内容」欄に「氏名」、「住所」

を加えるべきではないか。

事務局 案件番号52番については、その旨、実施機関への意見書に記載します。

会 長 本日予定された案件はこれで終了致しました。
本日は、ご苦労様でした。